

めぐって、集めて、レトロと出逢う



生糸商標とは？

明治時代、日本政府は高品質の生糸である証として、製糸工場で生産された生糸を出荷する際に、生産工場の商標をつけました。輸出に多く使われたので、製糸工場の名前が日本語だけでなく英語でも表記され、Raw Silk (生糸)、Filature (製糸)、Made in Japan (日本製) などが書かれています。

日本を象徴する風景・植物・動物などがモチーフとしてデザインされ、それぞれの工場で特徴のある商標が多く作られました。同じ工場でも、生糸の太さや品質などの等級によって色やデザインが変わっています。

令和の時代においても心惹かれるデザイン性の高さには、目を見張るものがあります。



{ 信州シルク回廊 }

生糸商標カード

明治から昭和にかけて、実際に使用された希少性もデザイン性も高い「生糸商標」が、コレクションカードとして誕生。

シルクの歴史が息づく街を周遊しながら、集めてみませんか？

このカードは、(一財) 国土計画協会が主催する「高速道路利用・観光・地域連携推進プラン」の支援金を活用しています。

全28種



無料配布中！

集めてもらおう!! / シークレットカード

東北信・中南信の
各2市町村の
カードで (計4市町村)

シークレット
カード
1枚

東北信・中南信の
各5市町村の
カードで (計10市町村)

シークレット
カード
3枚

さらに!! /

信州シルクロードアプリ限定
スペシャルカードが登場！

位置情報ONにして施設を回りポイントを集めると、アプリ内ポイントラリー限定のスペシャルカードがもらえる！

アプリインストールは下記 QR から

Androidを
ご利用の方



iPhoneを
ご利用の方

